

裁 決 書

文書番号 播総第318号

裁決日 令和7年5月27日

〇〇〇〇（住所）

審査請求人 〇〇〇〇

処分庁 播磨町長 佐伯 謙作

審査請求人が令和6年〇月〇日付けで提起した令和6年〇月〇日付け延滞金減免申請却下処分（文書番号：播債第〇号。以下「本件処分」という。）の取消し、延滞金の全額免除又は一部免除の決定を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件審査請求の内容は、町税に係る延滞金の減免に関する規則（平成13年規則第17号）第2条の規定によりなされた本件処分に対し、審査請求人が、この処分は不当である等と主張して、処分を取り消し、延滞金の全額免除又は一部免除の決定を求める事案である。

第2 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

町税に係る延滞金の減免に関する規則第1条は、以下のいずれかの場合において、延滞金の納付又は納入が困難であると認められる場合は対象となる延滞金を減免することができる」と規定する。

- （1） 滞納者がその財産につき震災、風水害、火災その他の災害を受け又は盗難にかかったとき。
- （2） 滞納者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。

- (3) 滞納者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
- (4) 滞納者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
- (5) 滞納者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した他の地方団体に係る地方団体の徴収金、国税、公課又は債務について軽減又は免除をしなければ、その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その軽減又は免除がされたとき。
- (6) 滞納者の事業又は生活の状況により、その延滞金の納付又は納入を困難とするやむを得ない理由があると認められたとき。

2 処分内容及び理由

処分庁においては、審査請求人が提出した令和6年〇月〇日付け延滞金減免申請書、同年〇月〇日に提出した疎明資料（家計収支表、令和5年分の確定申告書及び令和5年分青色申告決算書）その他資料という証拠から、審査請求人の世帯収入が生活保護費以上の収入があるという事実及び不動産等の財産を所有しているという事実を認定し、町税に係る延滞金の減免に関する規則第1条第6号の規定への該当性を検討した結果、「滞納者の事業又は生活の状況により、その延滞金の納付又は納入を困難とするやむを得ない理由がある」とは認められないと判断し、審査請求人に対して延滞金減免申請却下処分を行った。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和6年〇月〇日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、令和6年6月18日に播磨町長によって行われた減免申請却下処分に対する審査請求を行った。

令和6年〇月〇日、審査庁は、法第23条の規定により審査請求書の補正命令を行った。

令和6年〇月〇日、審査請求人から審査請求書の補正書が提出された。

令和6年〇月〇日、審査庁は、法第9条第1項の規定により審理員を指名した。審理員は、法第29条第2項の規定により弁明書提出を依頼した。

令和6年〇月〇日、審理員は、処分庁から弁明書を受領した。

令和6年〇月〇日、審理員は、法第29条第5項の規定により審査請求人に弁明書副本を送付し、かつ、法第30条第1項の規定による反論書の提出及び法第31条第1項の規定による口頭による意見陳述の希望の有無を照会した。

令和6年〇月〇日、審理員は、口頭意見陳述申立書を受領し、反論書の提出がないことを確認した。

令和 7 年〇月〇日、審理員は、口頭意見陳述を実施した。

令和 7 年〇月〇日、審理員は、審理員意見書を作成し、審査庁に提出した。審査庁は、法第 43 条第 1 項の規定により、行政不服審査会に諮問した。

令和 7 年〇月〇日、行政不服審査会が開催され、審議した。

令和 7 年〇月〇日、行政不服審査会は、答申書を作成し、審査庁へ答申した。

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和 5 年の確定申告において所得がほぼなく住民税が非課税となり、かつ、コロナ禍、物価高騰等により個人事業が深刻な経営不振に陥っていると訴えている。

加えて、住宅ローン、国税等の多重債務を抱える中で、自らの不動産が差し押さえられ、今後さらなる差押えの警告を受けているため、生活維持が極めて困難であると主張している。

扶養する家族 2 名は障害者で働くことができず、障害年金は本人の最低限度の生活費であり所得とはみなされないとし、延滞金の免除を受けなければ生活保護受給に至る恐れがあると強調している。

さらに、本税は完納しているにもかかわらず延滞金だけが一方的に請求されたこと及び申請からわずかな期間で却下されたことは拙速かつ不十分な審査によるものとし、債権管理課の催促時には「人権を無視したパワハラの行為」を受けたとして、適正な手続き及び十分な説明を求めている。

また、日本国憲法第 25 条が保障する「最低限度の生活を営む権利」が侵害されているとの憲法的観点からも、延滞金全額又は一部の減免を求め、何度も見解の説明を要請している。

2 処分庁の主張の要旨

審査請求人による延滞金減免申請について、町税に係る延滞金の減免に関する規則第 1 条第 6 号の規定により、「やむを得ない理由」が認められないと判断し、却下処分を行った。

本件で提出された令和 5 年分の確定申告書によれば、請求人は給与収入を得ており、申告上の所得も確認されている。事業収入も申告されており、たとえ経費控除後に赤字となっていたとしても、世帯として一定の収入が継続的に存在していることは明白である。

また、生活保護水準を判断基準の一つとして用いた場合でも、家計収支表

等により、請求人世帯の月間収入はおおむね生活保護基準を上回っていると確認された。

さらに、請求人は不動産を所有しており、住宅ローンの負担があるとはいえ、財産を保有している点は延滞金減免を否定する要素とされる。税金は憲法上の義務であり、住宅ローン等他の債務よりも優先して履行されるべきものである。

これらの事情から、延滞金の納付が困難な「やむを得ない理由」があるとは認めがたく、本件却下処分に違法または不当な点はないとしている。

第4 論点整理

本件処分は、本件処分を行う基準のうち、審査請求人に収入又は資産が存在するか否かという点については、令和5年分確定申告書における所得の記載、給与収入、事業収入、不動産の所有状況等の客観的資料から明らかであり、審査請求人もこれを争っていない。

一方、町税に係る延滞金の減免に関する規則第1条第6号に規定する「やむを得ない理由」の該当性については、条文上その前提となる「滞納者の事業又は生活の状況により、延滞金の納付又は納入を困難とするか否か」が判断の核心となる。

審査請求人は、収入の状況、障害者を扶養する生活の厳しさ等を主張し、生活困窮を理由として減免の必要性を訴えている一方、処分庁は、生活保護基準を参考としつつ、世帯全体の収入、保有資産及び支出内容を総合的に評価し、納付は可能と判断して却下処分を行った。

したがって本件における主たる争点は、審査請求人の「事業又は生活の状況」が延滞金の納付を困難とする「やむを得ない理由」に該当すると言えるかどうか、その事実認定と評価にある。

第5 裁決の理由

1 審査庁が認定した事実

(1) 申請者の所得・収入状況について

令和5年分の確定申告書によれば、審査請求人は給与収入約〇万円（所得約〇万円）及び事業収入約〇万円（経費差引後、所得約▲〇万円）を申告しており、合計所得は約〇万円とされている。この確定申告書は審査請求人自身が提出したものである。また、令和2年分及び令和5年分の確定申告書で源泉徴収税額が全額還付されていることから過去複数年にわたり還付を受けていると推測されるため、課税所得が低かったことは認められるが、一定の収入が継続して存在していた事実は明らか

である。

(2) 申請者の生活状況について

提出された家計収支表によれば、世帯月收入は本人分〇万円、障害年金〇万円（扶養家族２名分）を合わせて約〇万円、支出は約〇万円と記載され、月〇万円程度の赤字と主張されている。ただし、この支出には、消費者金融返済、教育・自動車ローン等の私的債務の返済及び住宅ローン〇万円に家賃、地代等〇万円の二重計上と思わしき支出が含まれており、自己申告かつ裏付け資料もないことから信頼性に欠けると言わざるを得ない。

(3) 財産状況について

不動産を所有しており、住宅金融支援機構発行の残高証明書によれば、残元金約〇万円、損害金約〇万円が記載されている。この不動産は差押えの対象とされており資産保有が確認される。また、徴収職員による財産調査の結果、一定の預貯金も存在することが確認されている。

(4) 生活困窮の程度について

健康福祉課の試算によれば、審査請求人世帯の生活保護基準額は約〇万円であり、その他考えられる加算及び医療費相当額を加えた額を算出したが、審査請求人から提出された各資料から算出できる収入が予想される生活保護受給額を下回る可能性は極めて低い。医療費についても、生活保護を受給すれば負担が生じないと考えられる。

(5) 延滞金の支払い意思と経緯

本税について審査請求人は長年分割納付を継続しており、令和６年〇月時点で本税の滞納は解消している。延滞金については、当初分納に応じる旨の約束をした上で一部入金した後、延滞金減免申請書を提出しており、納付意思に揺らぎが見られる。

2 論点に対する判断

本件審査請求の論点は、第４で記載したとおり、審査請求人の事業又は生活の状況が、町税に係る延滞金の減免に関する規則第１条第６号に規定する「延滞金の納付又は納入を困難とするやむを得ない理由」に該当するか否かである。

この点、処分庁から提出された令和５年分の確定申告書及び財産調査結果によれば、審査請求人は給与収入および事業収入を有し、合計所得も一定額確認されているほか、不動産等の資産も保有している。また、家計収支表に記載された支出内容には、私的債務の返済等、税金の納付に優先すべきとは認められない項目も含まれているため、申請時点において延滞金

の納付が困難であったとまではいえない。

したがって、上記事実から、審査請求人の生活又は事業の状況が「やむを得ない理由」に該当するとは認められず、処分庁が行った延滞金減免申請却下の処分に違法又は不当な点はない。

第6 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

第7 答申書における付言について

答申書における付言について、処分庁ないしその職員にあっては、今後の事務において留意するものとする。

令和7年5月27日

審査庁 播磨町長 佐伯 謙作

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、播磨町を被告として（訴訟において播磨町を代表する者は播磨町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、播磨町を被告として（訴訟において播磨町を代表する者は播磨町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。